

優良建設工事等表彰における令和4年度表彰の要件について

土木建築局 技術企画課

優良建設工事等表彰事務取扱要領第4条に定める、令和3年度中に県が引渡しを受けた工事を対象に行う令和4年度表彰における要件は次のとおりです。

各要件項目に該当する場合は、「広島県の調達情報」に掲載している申請様式に加え、実施状況等が確認できる書類を提出してください。

要件一覧

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICTの活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用
0.5点	・表彰対象工事における簡易型ICT活用工事の実施	・マイロード・ラブリバーいざれかの登録、実施	・建設キャリアアップシステムへの登録
1点	・表彰対象工事におけるICT活用工事の実施（簡易型を除く） ・表彰対象工事における広島県長寿命化技術活用制度の登録技術の活用	・マイロード・ラブリバー双方の登録、実施 ・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における週休2日の完全実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用
2点			・表彰対象工事における工事着手時40歳以下の技術者による施工 ・表彰対象工事における女性技術者による施工

※下線部は令和4年度表彰から新規追加・改正した箇所

1 技術向上分野

○ICT活用工事または簡易型ICT活用工事の実施

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・ICT施工技術を活用する工種の着手前に施工計画書にICT施工技術の活用について記述しているもの。
- ・全ての段階（3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理、3次元データの納品）でICT施工技術を活用する「ICT活用工事」を実施した場合は1点、ICT施工技術を部分的に活用（3

次元設計データ作成、3次元出来形管理等の施工管理、3次元データの納品を必須で実施）することができる「簡易型ＩＣＴ活用工事」を実施した場合は0.5点加点する。

なお、「ＩＣＴ活用工事」「簡易型ＩＣＴ活用工事」として費用を計上したかどうかは問わない。

- ・従来施工において、土木工事施工管理基準を適用しない工事は適用対象外。
- ・具体的な内容等については、本県が定めた「ＩＣＴ活用工事（土工）試行要領」及び「ＩＣＴ活用工事（舗装）試行要領（令和3年6月制定予定）」によるものとする。

（2）提出書類（予定）

- ・施工計画書該当ページ（写）（表紙、指定機械、主要船舶・機械、施工方法、施工管理計画、起工測量に関する内容等）
- ・実施状況が確認できる写真（各段階で2、3枚程度）、データ抜粋等

※検査結果通知書によりＩＣＴ活用工事又は簡易型ＩＣＴ活用工事を実施したことが確認できる場合は、検査結果通知書を添付すれば、上記の書類は不要とする。

○広島県長寿命化技術活用制度の登録技術の活用

（1）共通事項

- ・表彰対象工事において広島県長寿命化技術活用制度の登録技術を活用した場合に加点する（施工数量や施工金額は問わない）。
- ・評価対象は1技術（1工事最大1点）

（2）提出書類（予定）

- ・施工計画書該当ページ（写）（表紙、指定機械、主要船舶・機械、施工方法、施工管理計画等）
- ・実施状況が確認できる写真（2、3枚程度）、データ抜粋等

※検査結果通知書により広島県長寿命化技術活用制度の登録技術を活用したことが確認できる場合は、検査結果通知書を添付すれば、上記の書類は不要とする。

2 地域維持分野

○マイロード・システム、ラブリバー制度双方の登録、実施

(1) 共通事項

- ・優良建設工事の引渡年度において、社として、県内で、「広島県アダプト制度実施要領」に基づくマイロード・システム、ラブリバー制度の両方の認定、両方の実施がある場合は1点加点し、いずれかの認定、実施の場合は0.5点加点する。
- ・1社での登録、実施に限り対象とする。(複数社での登録は対象としない)
- ・表彰対象工事すべてを対象とする(複数工事が表彰対象の場合は、それぞれの工事に加点する)

(2) 提出書類（予定）

- ・認定書（入札参加資格者名簿でも可）の写し
- ・広島県アダプト制度実施要領に基づく活動実績報告書の写し((市町経由で)事務所(支所)へ提出されたものとし、受領印の押印があるもの)

○地域維持業務の実施

(1) 共通事項

- ・昼夜問わず緊急対応が必要な地域維持業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務等）に限ることとし、令和3年度に業務を履行した場合（履行期間が令和3年度を含むこと）に加点する。

(2) 提出書類（予定）

- ・最終の契約書（写）（表紙、業務内容が分かる内訳表等）
- ・実施状況が確認できる写真（2、3枚程度）

3 持続可能分野

○週休 2 日の完全実施

(1) 共通事項

ア 現場閉所による週休 2 日の実施

- ・表彰対象工事において対象期間の 2/7 以上の日数を完全に現場閉所した場合に加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が 1 週間未満の工事は対象外とする。
- ・当初施工計画時点において、週休 2 日相当の現場閉所日を設定した工事に限る。
- ・対象期間は、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。
 - (ア) 年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間
 - (イ) 工場製作のみが行われている期間
 - (ウ) 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・現場閉所日数とは、対象期間内において、下請業者も含めて、1 日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日の合計とする。なお、現地作業には、資材納入や交通誘導、運搬等建設業に該当しないものは含まない。
- ・閉所日の現場の安全管理等は閉所と認める。
- ・週休 2 日モデル工事により設計変更したかは問わない。
- ・1 工事あたり最大 1 点

イ 各技術者等の休日取得状況による週休 2 日の実施

- ・対象工事は、交替制で工事を行うため現場閉所が困難な工事とし、契約後速やかに、工事打合せ簿等により、各技術者等の休日取得状況による週休 2 日の実施を発注者へ申し出た工事に限る。
- ・表彰対象工事において、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における現場に従事した全ての技術者及び技能労働者（非常勤（臨時）で従事する者は除く）（以下「技術者等」という。）の休日率（技術者等の休日日数を対象期間で除した率）の平均が 2/7 以上となる場合に加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が 1 週間未満の工事は対象外とする。
- ・対象期間の考え方は、アの「現場閉所による週休 2 日の実施」と同様とする。
- ・週休 2 日交替制モデル工事により設計変更したかは問わない。
- ・1 工事あたり最大 1 点

(2) 提出書類（予定）

- ・(1) アの場合、実績を記入した休日取得計画表（週休 2 日モデル工事様式）
- ・(1) イの場合、実績を記入した休日取得状況表（週休 2 日交替制モデル工事様式）
- ・休日を取得したことが確認できる日報・月報の写し

※週休2日モデル工事又は週休2日交替制モデル工事で設計変更した工事は、4週8休以上の補正が確認できる資料（契約書の表紙及び総括情報表等）を添付すれば、上記の書類は不要とする。

※検査結果通知書により4週8休以上を達成したことが確認できる場合は、検査結果通知書を添付すれば、同様に上記の書類は不要とする。

○工事着手時40歳以下の技術者による施工

○女性技術者による施工

（1）共通事項

- ・表彰対象工事において、原則として、工期の全期間にわたり従事した主任・監理技術者とし、表彰対象技術者と同一の者とする。
- ・それぞれの項目ごとに加点する（各項目2点、1工事最大4点）
- ・工事着手時とは、工期の始期日のことである。

（2）提出書類（予定）

- ・年齢や性別の要件が確認できる書類の写し

- ①健康保険証
- ②マイナンバーカード
- ③パスポート
- ④その他、公の機関が発行した書類

※要件に関係しない箇所は黒塗り等により消去することとし、旧姓を使用している場合は、旧姓と新姓が確認できる書類（戸籍謄本等、公の機関が発行した書類）を添付すること。

※検査結果通知書で各技術者を配置したことが確認できる場合は、検査結果通知書を添付すれば、上記の書類は不要とする。

○建設キャリアアップシステムへの登録、活用

（1）共通事項

- ・建設キャリアアップシステムについて、令和3年度までに社として事業者登録している場合に0.5点加点し、表彰対象工事において、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用した場合に1点加点する。

（2）提出書類（予定）

- ・事業者登録していることが分かる資料（事業者ID通知の写し等）
(現場で活用した場合は次の資料を添付)

- ・カードリーダーの設置状況、使用状況が確認できる写真（2、3枚程度）
- ・建設キャリアアップシステムから出力した帳票（表彰対象工事の作業員名簿、施工体制台帳等、システムを活用したことが分かる資料の中からいずれか1点）